## 一管区水路通報第39号

令和6年10月11日 第一管区海上保安本部 第647項 北海道南岸 函館港・・・・・・・・・ョットレース 第648項 チキウ岬北西方・・・・・・灯台について 北海道南岸 第649項 北海道南岸 室蘭港・・・・・・・・・ポンツーン等設置 室蘭港・・・・・・・・・干出存在 第650項 北海道南岸 第651項 北海道南岸 室蘭港・・・・・・・・・油防除訓練 第652項 北海道南岸 苫小牧港・・・・・・・・ケ灯存在 第653項 北海道南岸 苫小牧港・・・・・・・・煙突撤去 苫小牧港・・・・・・・・ポンツーン撤去 第654項 北海道南岸 苫小牧港・・・・・・・・海洋調査 北海道南岸 第655項 北海道南岸 ・・・・・・・シーバース灯について 第656項 苫小牧港・・・・ 第657項 北海道南岸 十勝港・・・・・・・・・ベルトコンベアー存在 第658項 北海道南岸 十勝港・・・・・・・・・・・船架存在 第659項 北海道南岸 十勝港・・・・・・・・・無線塔について 北海道南岸 第660項 厚岸港・・・・・・・・・水路測量 厚岸港・・・・・・・・・ボーリング作業 第661項 北海道南岸 霧多布港・・・・・・・・・小型船舶操縦訓練 第662項 北海道南岸 第663項 北海道南岸 珸瑤瑁水道・・・・・・・ケ灯付浮標撤去 利尻島、鴛泊港付近・・・・・無線塔不存在 第664項 北海道西岸 利尻島、鴛泊港付近・・・・・無線塔存在 第665項 北海道西岸 第666項 北海道西岸 奥尻島、奥尻港付近・・・・・無線柱について 第667項 北海道西岸 奥尻島、青苗港・・・・・・無線柱について 白神岬北西方・・・・・・無線塔について 北海道西岸 第668項 \_\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_\_

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先 第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係 〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階) TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

\_\_\_\_\_\_

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

## 「水路通報」

| 種類     | 情報内容   | 使用語       | 提供方法                           |
|--------|--|-----------|--------------------------------|
| 水路通報   | 海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶<br>交通の安全に必要な情報等        | 日本語<br>英語 | インターネット、<br>印刷物                |
| 管区水路通報 | 管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報 | 日本語<br>英語 | インターネット(原則<br>として毎週1回又は随<br>時) |

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html

## 「航行警報」

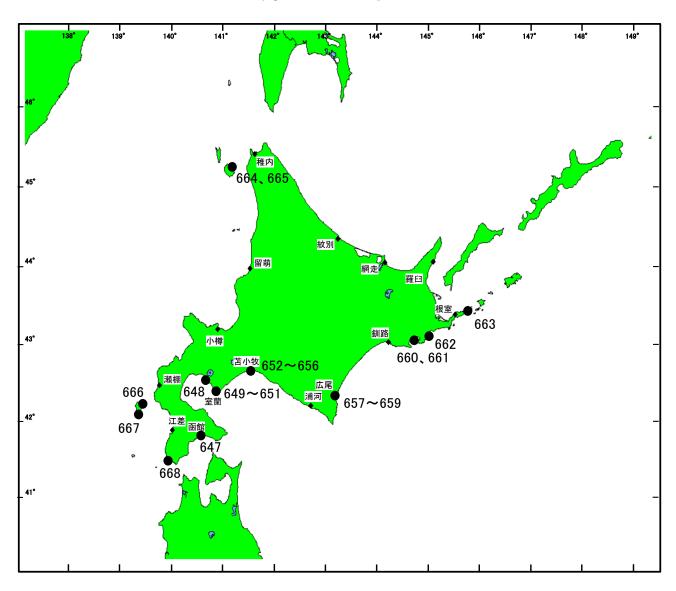
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

| 種 類                | 対象海域            | 提供頻度        | 使用語 | 提供方法     |
|--------------------|-----------------|-------------|-----|----------|
| 地域航行警報             | 港則法適用港及び付近      | 随時、定時(1日2回) | 日本語 | 無線電話     |
|                    |                 |             | 英語  | インターネット  |
| NAVTEX航行警報         | 距岸約300海里以内の沿岸海域 | 随時、定時(1日6回) | 日本語 | 自動受信方式   |
|                    |                 |             | 英語  | インターネット  |
| NAVAREA XI<br>航行警報 | 距岸約300海里以遠の大洋海域 | 随時、定時(1日2回) | 英語  | 通信衛星による  |
|                    |                 |             |     | 自動受信方式、  |
|                    |                 |             |     | インターネット  |
| 日本航行警報             | 太平洋、インド洋及び周辺諸海域 | 随時、定時(1日2回) | 日本語 | インターネット等 |

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navareal1.html

## 索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

6年647項 北海道南岸 - 函館港、第6区及び付近 ヨットレース

下記区域で、ヨットレースが実施される。

期 間 令和6年10月20日(予備日27日)0800~1500

区 域 下記3地点間

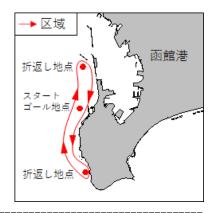
- (1) 41-47-24N 140-41-40E (折返し地点)
- (2) 41-46-23N 140-41-34E (スタート・ゴール地点)
- (3) 41-44-50N 140-41-45E (折返し地点)

備 考 上記3地点に浮標を設置

警戒船配備

海 図 W 6

出 所 函館港長



6年648項 北海道南岸 - チキウ岬北西方 灯台について 下記灯台は、改修工事に伴う足場設置により灯塔が見え難くなっている。

期 間 令和6年10月下旬まで

灯台名称 虻田港西防波堤灯台

位 置 42-31.8N 140-46.3E

海 図 W17

参照書誌 411 0054番

出 所 第一管区海上保安本部



6年649項 北海道南岸 - 室蘭港、第1区 ポンツーン等設置

下記区域に、ポンツーン等が設置されている。

区 域1 ポンツーン

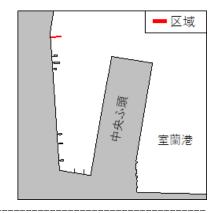
下記2地点を結ぶ線上 幅約4.5m

- (1) 42-19-40. 2N 140-58-10. 8E
- (2) 42-19-40. 2N 140-58-09. 6E
- 2 タラップ

下記2地点を結ぶ線上

- (3) 上記(2)
- (4) 42-19-40. 2N 140-58-09. 4E (岸線上)

海 図 W16



 6年650項
 北海道南岸 - 室蘭港、第1区
 干出存在

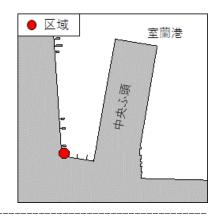
下記区域は干出している。

区 域 下記地点付近

42-19-27N 140-58-11E

海 図 W16

出 所 第一管区海上保安本部



6年651項 北海道南岸 - 室蘭港、第2区及び3区 油防除訓練

図に示す区域で、巡視船艇等による油防除訓練が実施される。

期 間 令和6年10月17日1400~1540

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚

区域内にオイルフェンス展張

海 図 W16

出 所 室蘭港長



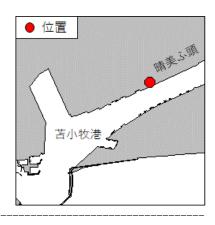
6年652項 北海道南岸 - 苫小牧港、第1区 灯存在

下記位置に灯が存在する。

位 置 42-38-30.9N 141-38-52.1E

海 図 W1033A

出 所 第一管区海上保安本部



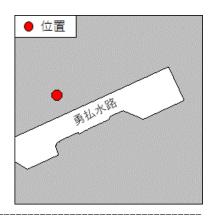
6年653項 北海道南岸 - 苫小牧港、第1区 煙突撤去

下記位置の煙突は撤去されている。

位 置 42-39-11.7N 141-40-25.2E

海 図 W1033A

出 所 第一管区海上保安本部



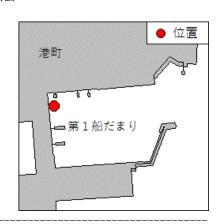
6年654項 北海道南岸 - 苫小牧港、第2区 ポンツーン撤去

下記位置のポンツーンは撤去されている。

位 置 42-37-46.7N 141-37-15.7E

海 図 W1033A

出 所 第一管区海上保安本部



6年655項 北海道南岸 - 苫小牧港、第4区 海洋調査 下記位置で、作業船による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年10月15日~25日のうち2日間日出~日没

位 置 下記2地点

(1) 42-36-30N 141-38-28E

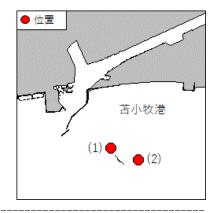
(2) 42-36-15N 141-39-13E

備 考 停船して観測機器を垂下する

警戒船配備

海 図 W1033A

出 所 苫小牧港長



6年656項 北海道南岸 - 苫小牧港、第4区 シーバース灯について

下記区域のシーバース灯の本灯と副灯は、同期していない。

期 間 当分の間

名 称 苫小牧港出光興産シーバース灯

区 域 下記地点付近

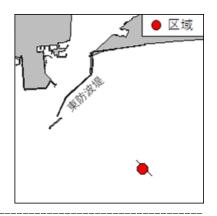
42-36-15N 141-38-40E

備 考 北側モーターサイレンは作動していない

海 図 W1033A

参照書誌 411 0097番

出 所 室蘭海上保安部



6年657項 北海道南岸 - 十勝港 ベルトコンベアー存在

下記区域にベルトコンベアーが存在する。

区 域 下記3地点を結ぶ線上

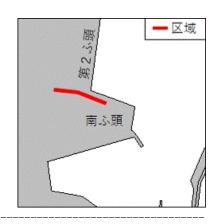
(1) 42-17-33. 3N 143-19-10. 8E

(2) 42-17-33. ON 143-19-15. OE

(3) 42-17-32. 1N 143-19-17. 8E

海 図 W35

出 所 第一管区海上保安本部



6年658項 北海道南岸 - 十勝港 船架存在 下記区域に船架が存在する。

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域

(1) 42-17-20. 9N 143-19-27. 6E

(2) 42-17-21. 8N 143-19-27. 8E

(3) 42-17-21. 7N 143-19-28. 3E

(4) 42-17-20. 8N 143-19-28. 2E

海 図 W35

出 所 第一管区海上保安本部



6年659項 北海道南岸 - 十勝港 無線塔について

下記位置の無線塔に付設のパラボラは撤去されている。

位 置 42-17-08.5N 143-19-13.5E

海 図 W35

出 所 第一管区海上保安本部



6年660項 北海道南岸 - 厚岸港 水路測量

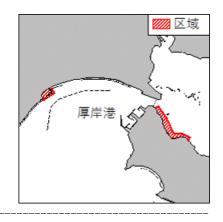
図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和6年10月15日~12月31日(予備日を含む)

備 考 測量中、白赤白の燕尾旗掲揚

海 図 W36

出 所 第一管区海上保安本部



6年661項 北海道南岸 - 厚岸港 ボーリング作業

下記区域で、作業船によるボーリング作業が実施されている。

期 間 令和6年11月29日まで(予備日を含む)日出~日没

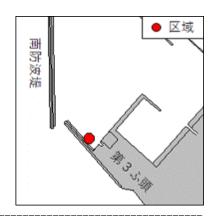
区 域 下記地点付近

43-02-05. 9N 144-49-56. 6E

備 考 夜間、台船及び水上足場の四隅は黄色灯(毎4秒に1せん光)で標示

海 図 W36

出 所 釧路海上保安部



6年662項 北海道南岸 - 霧多布港 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和6年10月19日~27日0800~1600

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 43-05-07. 5N 145-07-39. 2E

(2) 43-05-08.6N 145-07-53.5E

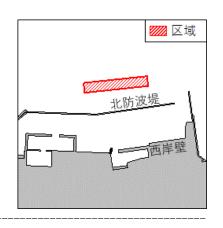
(3) 43-05-07. 0N 145-07-53. 7E

(4) 43-05-05. 9N 145-07-39. 4E

備 考 区域内に浮標3基設置

海 図 W25(分図「霧多布港」)

出 所 釧路海上保安部



6年663項 北海道南岸 - 珸瑤瑁水道 灯付浮標撤去

一管区水路通報 6 年 38 号 638 項削除

下記位置の灯付浮標が撤去された。

位 置 下記6地点

(1) 43-23-26N 145-49-14E

(2) 43-23-40N 145-50-26E

(3) 43-24-23N 145-51-48E

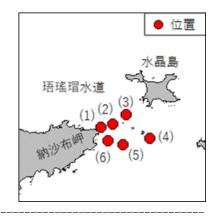
(4) 43-22-36N 145-54-20E

(5) 43-22-06N 145-51-30E

(6) 43-22-25N 145-49-55E

海 図 W8

出 所 根室海上保安部



6年664項 北海道西岸 - 利尻島、鴛泊港付近 無線塔不存在

下記位置の無線塔は存在しない。

位 置 45-14-35. ON 141-13-33. 9E

海 図 W 2 1

出 所 稚内海上保安部



6年665項 北海道西岸 - 利尻島、鴛泊港付近 無線塔存在

下記位置に無線塔(灰色)が存在する。

位 置 45-14-31.7N 141-13-28.2E

海 図 W21

出 所 稚内海上保安部



6年666項 北海道西岸 - 奥尻島、奥尻港付近 無線柱について

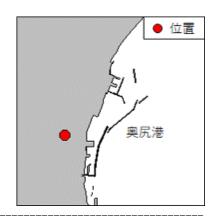
下記位置の無線柱は無線塔となっている。

位 置 下記地点

42-10.5N 139-30.8E

海 図 W32

出 所 江差海上保安署



6年667項 北海道西岸 - 奥尻島、青苗港 無線柱について

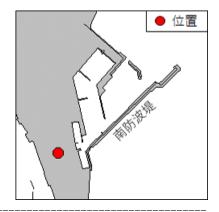
下記位置の無線柱は無線塔となっている。

位 置 下記地点

42-03. 4N 139-27. 0E

海 図 W32(分図「青苗港」)

出 所 江差海上保安署



6年668項 北海道西岸 - 白神岬北西方 無線塔について

下記位置の無線塔は無線柱となっている。

下記地点

41-25-46N 140-04-43E

海 図

W11 - JP11出 所 函館海上保安部

